

令和8年度

白山市予算書

一 般 会 計
国民健康保険特別会計
後期高齢者医療特別会計
介護保険特別会計
墓地公苑特別会計
温泉事業特別会計
工業団地造成事業特別会計
湊財産区特別会計
水道事業会計
工業用水道事業会計
下水道事業会計

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第 2 号	令和8年度白山市一般会計予算	1
議案第 3 号	令和8年度白山市国民健康保険特別会計予算	11
議案第 4 号	令和8年度白山市後期高齢者医療特別会計予算	15
議案第 5 号	令和8年度白山市介護保険特別会計予算	18
議案第 6 号	令和8年度白山市墓地公苑特別会計予算	21
議案第 7 号	令和8年度白山市温泉事業特別会計予算	24
議案第 8 号	令和8年度白山市工業団地造成事業特別会計予算	27
議案第 9 号	令和8年度白山市湊財産区特別会計予算	30
議案第 10 号	令和8年度白山市水道事業会計予算	33
議案第 11 号	令和8年度白山市工業用水道事業会計予算	36
議案第 12 号	令和8年度白山市下水道事業会計予算	38

議案第2号

令和8年度白山市一般会計予算

令和8年度白山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,232,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		20,032,910
	1 市民税	8,474,600
	2 固定資産税	9,494,400
	3 軽自動車税	386,200
	4 市たばこ税	760,000
	5 鉱産税	10
	6 入湯税	1,000
	7 都市計画税	916,700
2 地方譲与税		444,799
	1 地方揮発油譲与税	80,000
	2 自動車重量譲与税	313,000
	4 森林環境譲与税	51,799
3 利子割交付金		65,000
	1 利子割交付金	65,000
4 配当割交付金		162,000
	1 配当割交付金	162,000
5 株式等譲渡所得割交付金		182,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	182,000
6 法人事業税交付金		429,000
	1 法人事業税交付金	429,000
7 地方消費税交付金		3,904,000
	1 地方消費税交付金	3,904,000
8 環境性能割交付金		
	1 環境性能割交付金	
9 地方特例交付金		267,300
	1 地方特例交付金	259,600

(単位：千円)

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補てん特別交付金	7,700
10 地方交付税		11,877,000
	1 地方交付税	11,877,000
11 交通安全対策特別交付金		9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
12 分担金及び負担金		111,675
	1 分担金	8,599
	2 負担金	103,076
13 使用料及び手数料		425,889
	1 使用料	367,832
	2 手数料	58,057
14 国庫支出金		9,739,625
	1 国庫負担金	7,198,623
	2 国庫補助金	2,516,744
	3 委託金	24,258
15 県支出金		5,595,998
	1 県負担金	2,923,098
	2 県補助金	2,370,042
	3 委託金	302,858
16 財産収入		93,623
	1 財産運用収入	92,043
	2 財産売払収入	1,580
17 寄附金		450,020
	1 寄附金	450,020
18 繰入金		2,424,939

(単位：千円)

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	10
	2 基金繰入金	2,424,929
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		1,230,822
	1 延滞金、加算金及び過料	8,000
	2 市預金利子	10,000
	3 貸付金元利収入	660,841
	4 受託事業収入	138,507
	5 雑入	413,474
21 市債		5,586,400
	1 市債	5,586,400
歳入合計		63,232,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		343,017
	1 議会費	343,017
2 総務費		7,510,511
	1 総務管理費	6,647,434
	2 徴税費	426,527
	3 戸籍住民基本台帳費	374,236
	4 選挙費	16,106
	5 統計調査費	6,488
	6 監査委員費	39,720
3 民生費		19,256,507
	1 社会福祉費	7,080,946
	2 児童福祉費	11,684,661
	3 生活保護費	490,900
4 衛生費		7,078,507
	1 保健衛生費	5,953,887
	2 清掃費	1,124,620
5 労働費		8,691
	1 労働諸費	8,691
6 農林水産業費		1,262,913
	1 農業費	846,750
	2 林業費	364,072
	3 水産業費	52,091
7 商工費		2,162,366
	1 商工費	442,535
	2 観光費	1,719,831
8 土木費		6,025,248

(単位：千円)

款	項	金額
	1 土木管理費	42,475
	2 道路橋りょう費	2,324,128
	3 河川費	88,891
	4 都市計画費	1,315,773
	5 下水道費	1,825,367
	6 住宅費	428,614
9 消防費		2,106,835
	1 消防費	2,106,835
10 教育費		8,253,409
	1 教育委員会費	672,053
	2 小学校費	3,824,227
	3 中学校費	1,422,021
	4 幼稚園費	107,846
	5 社会教育費	1,159,144
	6 保健体育費	1,068,118
11 災害復旧費		577,231
	1 農林水産施設災害復旧費	533,215
	2 公共土木施設災害復旧費	10,100
	3 公共施設等災害復旧費	33,916
12 公債費		8,636,665
	1 公債費	8,636,665
13 諸支出金		100
	1 諸支出金	100
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		63,232,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
加賀笠間駅自由通路整備事業費	令和9年度	千円 950,000
除雪機械借上料	令和9年度から令和12年度まで	38,676
松陽小学校空調更新事業費	令和9年度	198,930
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（公有地分）	令和8年度	1,312,000
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（完成土地分）	令和8年度	229,000
白山市土地開発公社に係る融資金に対する債務保証（未収金分）	令和8年度	161,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
コミュニティバス整備事業	25,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
コミュニティバス運営事業	19,500			
定住促進支援事業	6,500			
庁舎改修事業	773,400			
並行在来線支援事業	23,400			
コミュニティセンター施設整備事業	448,200			
財務会計システム改修事業	2,500			
加賀笠間駅周辺整備事業	324,900			
基幹税務システム改修事業	5,200			
放課後児童施設整備事業	1,100			
法人保育園施設整備事業	22,400			
児童館整備事業	15,400			
保健衛生施設整備事業	63,800			
斎場改修事業	5,200			
土地改良事業	7,500			
県営ほ場整備事業	23,300			
県営土地改良事業	84,200			
特産品振興事業	2,600			
親水ロード整備事業	7,600			
民芸品振興事業	9,500			
林道整備事業	59,800			
白峰コミュニティホール整備事業	5,000			
美川コミュニティプラザ改修事業	30,800			
観光施設整備事業	36,700			
スキー場施設整備事業	164,900			
観光施設運営事業	1,600			
観光地域イメージアップ事業	5,800			
ほっと石川観光プラン推進事業	445,000			
文化施設整備事業	4,900			
道路整備事業	633,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	20,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金、地方公共団 体金融機構資金及び民間等資金 について、利率の見直しを行っ た後においては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件によ る。 ただし、市財政の都合 により償還年限を短縮 し、若しくは繰上償還 又は借換えすることが できる。
急傾斜地崩壊対策事業	7,600			
街路整備事業	134,400			
土地区画整理事業	170,200			
公園整備事業	55,500			
公営住宅改善事業	79,400			
消防施設等整備事業	105,700			
防災対策事業	37,600			
スクールバス購入事業	26,400			
広陽小学校改修事業	572,300			
美川小学校改修事業	3,200			
松陽小学校改修事業	44,800			
小学校改修事業	22,200			
小学校LED改修事業	48,300			
小学校エレベーター設置事業	6,200			
小学校情報機器整備事業	280,600			
北星中学校改修事業	5,500			
中学校改修事業	2,900			
中学校LED改修事業	31,100			
中学校情報機器整備事業	140,400			
松任中川一政記念美術館改修事業	24,800			
白峰伝統的建造物群保存整備事業	9,600			
美川文化会館改修事業	3,700			
松任学習センター改修事業	44,000			
体育施設改修事業	280,200			
クロスカントリー場改修事業	50,000			
農業施設災害復旧事業	38,900			
林道施設災害復旧事業	66,500			
道路施設等災害復旧事業	10,000			
公共施設等災害復旧事業	5,000			
計	5,586,400			

議案第3号

令和8年度白山市国民健康保険特別会計予算

令和8年度白山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,763,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		2,048,460
	1 国民健康保険税	2,048,460
4 県支出金		6,937,997
	1 県補助金	6,937,996
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		2,200
	1 財産運用収入	2,200
6 繰入金		756,846
	1 一般会計繰入金	665,483
	2 基金繰入金	91,363
7 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
8 諸収入		16,007
	1 延滞金、加算金及び過料	6,001
	4 雑入	10,006
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
歳入合計		9,763,011

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		151,426
	1 総務管理費	98,876
	2 徴収費	52,368
	3 運営協議会費	182
2 保険給付費		6,792,258
	1 療養諸費	5,843,542
	2 高額療養費	924,498
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	17,008
	5 葬祭費	7,200
3 国民健康保険事業費納付金		2,683,286
	1 医療給付費分	1,875,694
	2 後期高齢者支援金等分	566,148
	3 介護納付金分	184,737
	4 子ども・子育て支援納付金分	56,707
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		97,336
	1 特定健康診査等事業費	54,312
	2 保健事業費	43,024
7 基金積立金		2,200
	1 基金積立金	2,200
8 公債費		1
	1 財政安定化基金償還金	1
9 諸支出金		35,503
	1 償還金及び還付加算金	15,650

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰出金	19,853
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		9,763,011

議案第4号

令和8年度白山市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度白山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,442,987千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		1,958,200
	1 後期高齢者医療保険料	1,958,200
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 繰入金		482,947
	1 他会計繰入金	482,947
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		1,825
	1 延滞金及び過料	55
	2 償還金及び還付加算金	1,760
	3 雑入	10
歳入合計		2,442,987

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		15,374
	1 総務管理費	15,374
2 広域連合納付金		2,425,843
	1 広域連合納付金	2,425,843
3 諸支出金		1,770
	1 償還金及び還付加算金	1,760
	2 繰出金	10
歳出合計		2,442,987

議案第5号

令和8年度白山市介護保険特別会計予算

令和8年度白山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,376,637千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,499,283
	1 介護保険料	2,499,283
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		2,018,349
	1 国庫負担金	1,723,679
	2 国庫補助金	294,670
4 支払基金交付金		2,637,493
	1 支払基金交付金	2,637,493
5 県支出金		1,657,903
	1 県負担金	1,339,375
	2 県補助金	318,528
6 財産収入		9,900
	1 財産運用収入	9,900
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		1,553,259
	1 一般会計繰入金	1,501,660
	2 基金繰入金	51,599
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		438
	1 延滞金、加算金及び過料	16
	2 預金利子	5
	3 雑入	417
歳入合計		10,376,637

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		411,566
	1 総務管理費	331,749
	2 介護認定審査会費	79,817
2 保険給付費		9,424,791
	1 介護サービス及び支援サービス等給付費	9,417,766
	2 その他諸費	7,025
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		522,233
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	343,706
	2 包括的支援事業及び任意事業費	178,527
5 保健福祉事業		6,020
	1 保健福祉事業	6,020
6 基金積立金		9,901
	1 基金積立金	9,901
8 諸支出金		2,115
	1 償還金及び還付加算金	2,115
9 予備費		10
	1 予備費	10
歳出合計		10,376,637

議案第6号

令和8年度白山市墓地公苑特別会計予算

令和8年度白山市の墓地公苑特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		9,052
	1 使用料	9,052
2 財産収入		
	1 財産運用収入	
3 繰入金		12,876
	2 基金繰入金	12,876
歳入合計		21,928

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 管理費		2,540
	1 管理費	2,540
3 公債費		19,388
	1 公債費	19,388
歳出合計		21,928

議案第7号

令和8年度白山市温泉事業特別会計予算

令和8年度白山市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
2 使用料及び手数料		4,679
	1 使用料	4,679
4 繰入金		4,360
	1 一般会計繰入金	4,360
歳入合計		9,039

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
2 管理費		9,039
	1 管理費	9,039
歳出合計		9,039

議案第8号

令和8年度白山市工業団地造成事業特別会計予算

令和8年度白山市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ630,307千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		3,300
	2 財産運用収入	3,300
2 繰入金		627,007
	2 基金繰入金	627,007
歳入合計		630,307

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 工業団地整備事業費		325,758
	1 工業団地整備事業費	325,758
2 公債費		304,549
	1 公債費	304,549
歳出合計		630,307

議案第9号

令和8年度白山市湊財産区特別会計予算

令和8年度白山市の湊財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,785千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		23,446
	1 財産運用収入	23,445
	2 財産売払収入	1
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		338
	2 雑入	338
4 繰入金		4,000
	1 基金繰入金	4,000
歳入合計		27,785

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		4,668
	1 総務管理費	4,668
2 財産費		23,117
	1 財産管理費	23,117
歳出合計		27,785

議案第10号

令和8年度白山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度白山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	41,900 戸
(2) 年間総配水量	12,022,000 m ³
(3) 一日平均配水量	32,935 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管網整備事業 浄水・配水施設整備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	水道事業収益			1,804,330 千円
第1項	営業収益			1,187,517 千円
第2項	営業外収益			616,813 千円
		支	出	
第1款	水道事業費用			1,892,392 千円
第1項	営業費用			1,720,354 千円
第2項	営業外費用			167,038 千円
第4項	予備費			5,000 千円

(資本的収入及び資本的支出)

第4条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額353,663千円は、過年度分損益勘定留保資金296,605千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,058千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款	資	本	的
第1項	企	業	債
第2項	負	担	金
	支	出	
第1款	資	本	的
第1項	建	設	改
第2項	企	業	債
			償
			還
			金

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
耐震化事業 千代野配水区幹線配水管布設工事	令和9年度	145,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道・簡易水道事業	537,600千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えすることができる。
過疎・辺地対策事業	80,600千円			
合 計	618,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 207,869千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、48,358千円と定める。

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

議案第 1 1 号

令和 8 年度白山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度白山市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	2 か所
(2) 年 間 総 配 水 量	5,329,000 m ³
(3) 一 日 基 本 水 量	14,600 m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	工業用水道事業収益		170,849 千円
第 1 項	営 業 収 益		169,994 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		855 千円
		支	出
第 1 款	工業用水道事業費用		163,968 千円
第 1 項	営 業 費 用		137,753 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		24,215 千円
第 4 項	予 備 費		2,000 千円

(資本的収入及び資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,790千円は、過年度分損益勘定留保資金71,790千円で補填するものとする。）。

支 出

第1款	資本的支出	71,790千円
第2項	企業債償還金 (一時借入金)	71,790千円

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,418千円

令和8年2月24日提出

白山市長 田村敏和

議案第 1 2 号

令和 8 年度白山市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 8 年度白山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	43,200 戸
(2) 年 間 総 排 水 量	12,021,000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	32,934 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管渠整備事業 処理場整備事業

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益		4,174,077 千円
第 1 項	営 業 収 益		1,983,764 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		2,190,313 千円
		支	出
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用		4,533,111 千円
第 1 項	営 業 費 用		4,084,759 千円
第 2 項	営 業 外 費 用		428,352 千円
第 4 項	予 備 費		20,000 千円

(資本的収入及び資本的支出)

第4条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,043,979千円は、過年度分損益勘定留保資金969,392千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,587千円で補填するものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	2,998,812千円
第1項	企業債	2,043,400千円
第2項	国庫補助金	295,910千円
第5項	他会計出資金	526,481千円
第7項	貸付金返還金	1,009千円
第8項	分担金及び負担金	132,012千円
支		出
第1款	資本的支出	4,042,791千円
第1項	建設改良費	1,230,243千円
第2項	企業債償還金	2,808,948千円
第4項	投資	3,600千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ウォーターPPP発注支援業務	令和9年度及び令和10年度	41,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	650,400 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えすることができる。
下水道事業 (特別措置分)	96,800 千円			
下水道事業 (資本費平準化債)	1,296,200 千円			
合 計	2,043,400 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

104,089 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,584 千円である。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

白山市長 田村敏和

